
兵庫県後期高齢者医療広域連合
監査委員情報セキュリティ基本方針

制定日：令和8年2月4日

施行日：令和8年4月1日

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員

改訂履歴

施行年月日	版番号	改訂理由・内容
令和 8 年 4 月 1 日	第 1.0 版	初版発行

兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員情報セキュリティ基本方針

1. 目的

本基本方針は、兵庫県後期高齢者医療広域連合監査委員（以下、「監査委員」という。）が保有する情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、監査委員が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

2. 適用範囲

本基本方針が適用される範囲は、兵庫県後期高齢者医療広域連合規約（平成 19 年 1 月 17 日兵庫県指令市振第 2297 号）第 16 条第 2 項に規定する監査委員とする。

3. 基本方針の準用

本基本方針に関する具体的な事項については、兵庫県後期高齢者医療広域連合情報セキュリティ基本方針（平成 19 年 6 月 25 日制定）の例による。

4. 遵守事項及び判断基準

本基本方針に基づく具体的な遵守事項及び判断基準に関し必要な事項は、兵庫県後期高齢者医療広域連合監査事務局処務規程（平成 19 年監査委員訓令第 1 号）第 2 条第 2 項に規定する事務局長が定める。

附則

（施行期日）

この基本方針は、令和 8 年 4 月 1 日より施行する。